

献呈の辞

石本雅男先生と大隅健一郎先生は、昭和五八年三月に神戸学院大学法学部を退職され、引き続き特任教授として一年間在職されましたが、昭和六〇年三月三一日をもって神戸学院大学を最終的に退職されました。両先生は、久しく私たち法学部の支柱となつて私たちを指導してこられました。私たちはその恩顧の深さを忘ることはできません。私たちは、両先生をささやかながら送別の宴にお招きし、また、総意をもつて神戸学院大学名誉教授の称号を贈りました。しかし、私たちはなおこゝに、深く尊敬と感謝の意を表すために、両先生の退職記念論文集を編み、両先生に捧呈することにいたしました。

石本雅男先生は、明治三五年八月、岡山県にお生まれになり、京都大学法学部を卒業後、同大学院において末川博教授指導の下に民法、特に債権法の研究に従事され、関西学院大学、大阪大学、関西大学の各教授を歴任され、昭和四六年四月、本学法学部教授に就任されました。先生は、同四七年一一月、勲二等旭日重光章を授与され、また、同五九年六月、現代私法の根本原則の下で無過失責任を可能にする理論的根拠を求めて、古代ローマ及び中世における最軽過失の変遷を究明された「労作「無過失損害賠償責任原因論—ローマ法における Culpa levissima の比較法学的研究」(一、二巻)により、日本学士院賞を受賞されました。

大隅健一郎先生は、明治三七年一〇月、愛知県にお生まれになり、京都大学法学部を卒業後、同法学部助手として商法、特に会社法の研究に専念され、同助教授、教授を経て、昭和四一年九月、京都大学法学部教授を辞任せられ、最高裁判所判事に就任されました。当時、先生は、京都大学法学部教授として本学法学部開設の議に参与され、

昭和四九年一〇月、最高裁判所判事を定年退職され、本学法学部教授に就任されました。同年一一月、先生は、勲一等瑞宝章を授与され、さらに、同五二年一一月、日本学士院会員に選ばれ、同六〇年一一月、わが国の商法・経済法研究の第一人者として文化功労者の栄誉に輝かれました。

このような両先生の多方面にわたるご活躍は、眞に瞠目に値するものがあります。そして、その数多くの功績功劳表彰は、私たち両先生に親しく接しうる者として忘ることのできない喜びであります。両先生はますますご健健であり、現在も非常勤講師として本学法学部と大学院法学研究科で教鞭をとられつつ、さらにご研究を深められています。私たち一同は両先生がいつまでもお元気でご研究に従事されることを心からお祈りいたします。

昭和六一年八月

法学部長 川岸 繁雄